

1 はじめに(P1~P7) 更新

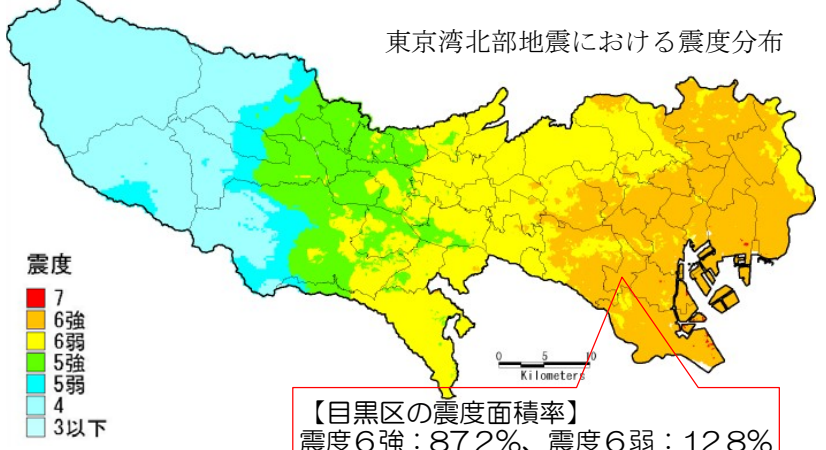
○ 計画の目的
想定される地震被害の軽減を図るため、区内の住宅・建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちを実現します。

○ 位置付け
耐震改修促進法第6条の規定に基づき策定し、耐震改修促進法、東京都耐震改修促進計画及び目黒区地域防災計画等の関連計画との整合を図ります。

○ 計画期間
令和3年度から7年度まで
(社会状況や関連計画の改定などに対応するため、必要に応じて計画を見直します。)

○ 対象区域
目黒区全域

○ 想定する地震
首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年4月東京都防災会議)
東京湾北部地震における震度分布



【目黒区の震度面積率】
震度6強：87.2%、震度6弱：12.8%

○ 対象建築物
<旧耐震基準の建築物>
住宅
特定建築物
特定緊急輸送道路沿道建築物
防災上重要な区有建築物
ブロック塀等

2 現状と目標(P8~P18) 更新

○ 耐震化の現状と目標

建築物の種類	耐震化率	
	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
住宅	87.9%	95%
民間特定建築物	86.6%	95%
防災上重要な区有建築物	98.8%	100%

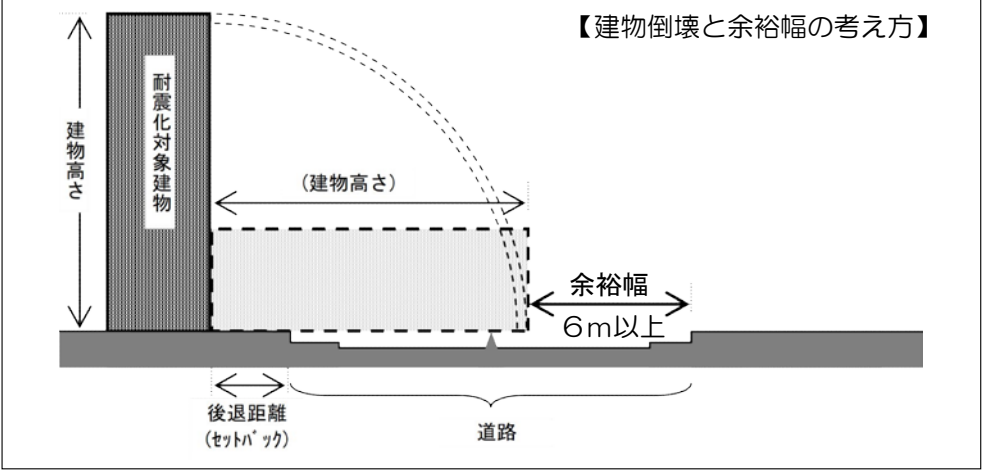
3 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化(P11~P13, P15~P18, P21) 新規

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率を上げることを目標とし、都が新たに示した特定緊急輸送道路に求められる通行機能確保の指標を踏まえて耐震化を促進します。

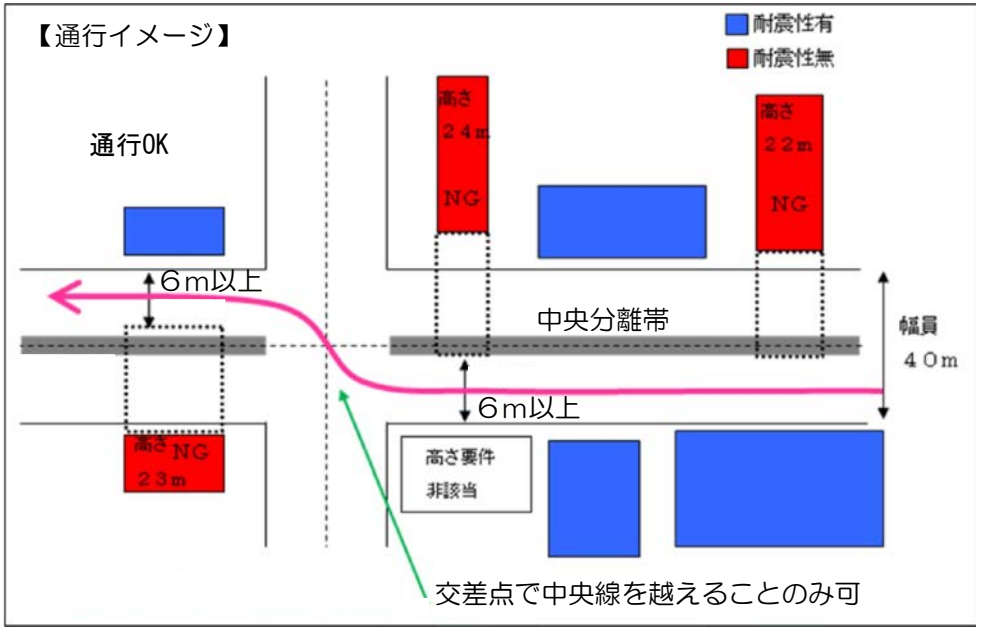
○ 緊急輸送道路に求められる通行機能の考え方

- 特定緊急輸送道路には中央分離帯が設定されていることを想定します。
- 建築物が倒壊した場合は道路側に倒れることを想定し、余裕幅6m未満の場合は道路が閉塞すると想定します。(余裕幅6m以上が確保できていれば通行可能)

【建物倒壊と余裕幅の考え方】



【通行イメージ】



○ 緊急輸送道路に求められる通行機能の考え方

【令和7年度末目標】
総合到達率99%以上かつ
区間到達率95%未満解消

迂回することで
通行機能を確保できます

【令和17年度末目標】
総合到達率100%

迂回せずに
通行機能を確保できます

○ 通行障害建築物となる組積造の塀
特定緊急輸送道路に接する建物に附属する組積造の塀のうち、次の全てに該当する塀

- 平成30年11月建築物に付属する一定の高さ・長さを有するブロック塀等が追加されました。
- 旧耐震基準(昭和56年5月31日)以前に建築された塀
- 長さが8mを超える塀
- 高さが塀から道路中心線までの距離を2.5で除して得た数値を超える塀

※区内に該当する塀はありません

◆ 総合到達率：特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標であり、区間到達率を全道路で加重平均して算出したものです。
◆ 区間到達率：交差点や中央分離帯の開閉により道路を区分した各部分です。

4 耐震化を促進するための施策(P19~P22) 更新 新規

○ 基本的な取組方針
自助・共助・公助の考えのもと、区は、建物所有者による主体的な取組を促すとともに、技術的・財政的な支援を実施します。

○ 重点的に取り組むべき施策

【木造住宅密集地域の耐震化】木造住宅密集地域では、木造住宅密集地域整備事業や不燃化特区制度等と連携し、建替えを中心とした耐震化を促進していきます。

【木造住宅の耐震化促進】旧耐震基準の木造住宅の所有者へ耐震改修等の必要性や重要性を啓発するとともに、老朽化の進んだ耐震性の低い木造住宅の建替えを通して、耐震化を促進していきます。

【分譲マンションの耐震化】耐震診断及び耐震改修の費用助成、分譲マンションアドバイザー制度の活用のほか、各許可・認定制度の普及啓発やマンション管理の適正化の推進と併せて耐震化を促進していきます。

【民間特定建築物の耐震化】不特定多数が利用する特定建築物については、関係団体と連携し重点的に耐震化を促進していきます。

【沿道建築物の耐震化】地震発生時に閉塞を防ぐべき道路の沿道で、一定の高さを超える建築物の耐震化を促進します。耐震診断が義務付けられている特定緊急輸送道路沿道建築物は、特に重点的に耐震化を促進していきます。

【ブロック塀等の安全対策】安全の確認できない道路沿いのブロック塀等について、倒壊による危険性や対策の必要性を啓発し、改善指導を行います。

【住宅・建築物土砂災害対策】土砂災害のおそれのある区域について、危険性の周知や移転などを促進していきます。

5 耐震化を促進するための環境整備(P23~P33) 更新 新規

○ 普及啓発
めぐろ区報、ホームページ、ツイッター、メールマガジン配信による広報、戸別訪問の実施や各種イベントなどを活用した制度の周知、相談体制の整備、耐震改修工法などの案内を行い、普及啓発に努めます。

○ 建物所有者への指導及び助言並びに指示など
特定建築物の所有者に対して公共的な観点から必要な支援を行うとともに、耐震改修促進法や耐震化推進条例に基づく指導及び助言並びに指示などを行います。

○ 関係団体との連携
東京都や他自治体、関係団体、地域住民などと協力し、適切な役割分担のもとに耐震化に取り組みます。

○ 技術者の育成
耐震診断士や耐震改修技術者を育成します。また、区に登録された技術者などの名簿を区民に提供します。

○ 関連施策の推進
関連施策との連携を行い、地震時の安全対策を推進します。

家具の転倒防止対策、リフォームにあわせた耐震改修の誘導、落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、道路沿いの緑化、狭あい道路の拡幅整備を通じた安全性の確保、がけ・擁壁倒壊防止対策、定期調査報告制度との連携、空家対策との連携、街づくりと連携した耐震化、応急危険度判定実施体制の構築、地震火災対策など